

福岡県子どもの進路選択支援事業実施要綱

1 目 的

本事業は、生活保護受給中の子育て世帯に対して、子どもが自分の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう、各世帯の課題を把握し、必要な情報提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行うことを目的とする。

2 事業主体

本事業の実施主体は福岡県とし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、福岡県が適当と認める民間団体に委託して実施する。

3 支援対象者

福岡県が設置する保健福祉（環境）事務所（以下「保健福祉（環境）事務所」という。）の所管区域内にある町村に居住し、生活保護受給世帯に属する小学1年生から高校3年生（高校中退者を含む）までの子ども及びその保護者のうち、本事業への参加を希望する者とする。

4 事業内容

(1) 相談員の配置

本事業の実施にあたり、進路選択支援を専任で行う職員（以下「相談員」という。）を配置する。

(2) 支援内容

支援対象者に対し、次に掲げる進路選択支援を行うものとする。

なお、保健福祉（環境）事務所のケースワーカーは、支援対象者を抽出して、相談員に推薦するとともに、相談員の活動状況を把握し、必要な助言等を行うものとする。

ア 各世帯の学習環境・進路選択における課題の把握（訪問・聞き取り）

相談員は、支援対象者の各家庭を訪問し、子どもが希望する将来の明確化を図るとともに、それに向け、当該支援対象者が抱える課題の整理等を行うこと。

また、支援対象者に対する聞き取りは、そのプライバシーや子どもの安全性等に十分配慮して行うこと。なお、支援対象者の希望に応じ、電話やメール等の方法により行うことも妨げるものではないこと。

イ アで把握した課題に基づく進路選択に必要な情報の収集・提供、助言

相談員は、支援対象者の抱える課題に基づき、当該支援対象者が必要としている進学先や就職先、関連事業等についての情報を収集し、その提供及び助言を行うほか、必要に応じ、これらに関連する日常生活上の困りごとに関する助言を行うこと。

ウ 各種支援につなぐための関係機関との連絡調整

保健福祉（環境）事務所のケースワーカーとの緊密な連携を図るとともに、本県が実施している「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」などの各種支援につなげるために、関係する支援事業の事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、「子どもの進路選択支援事業の実施について（令和6年9月2日付社援保発0902第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を参照すること。
- (2) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に関わる職員等が業務上知り得た情報を漏らさないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を講ずること。
- (3) 関係者や関係機関との間で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点等において同意を得ること。

6 附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。